

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岡山市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 岡山市

(1) 現況

本地域は、明治 22 年の岡山市制施行以来、合併を重ねる中で、徐々に農地面積が増えてきたという歴史的な背景があり、南部の干拓地、中部の丘陵地、北部の吉備高原など、様々な地形と自然条件の下、米、麦類をはじめマスカット、ピオーネ、白桃、梨、柿等の果樹栽培、なす、れんこん、黄にら、青ねぎ、白菜等の野菜栽培、洋ラン、ブプレウラム等の花き栽培、乳用牛、採卵鶏等の畜産業等、地域の特性を活かした特色のある農業が営まれている。

しかしながら、農業地域では過疎化・高齢化や宅地化による非農家の混住化等が進んでおり、これまで多面的機能の発揮を支えてきた地域の共同活動の継続が困難になってきていることから、農業者だけでなく地域住民を含めた多様な主体の参画により、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

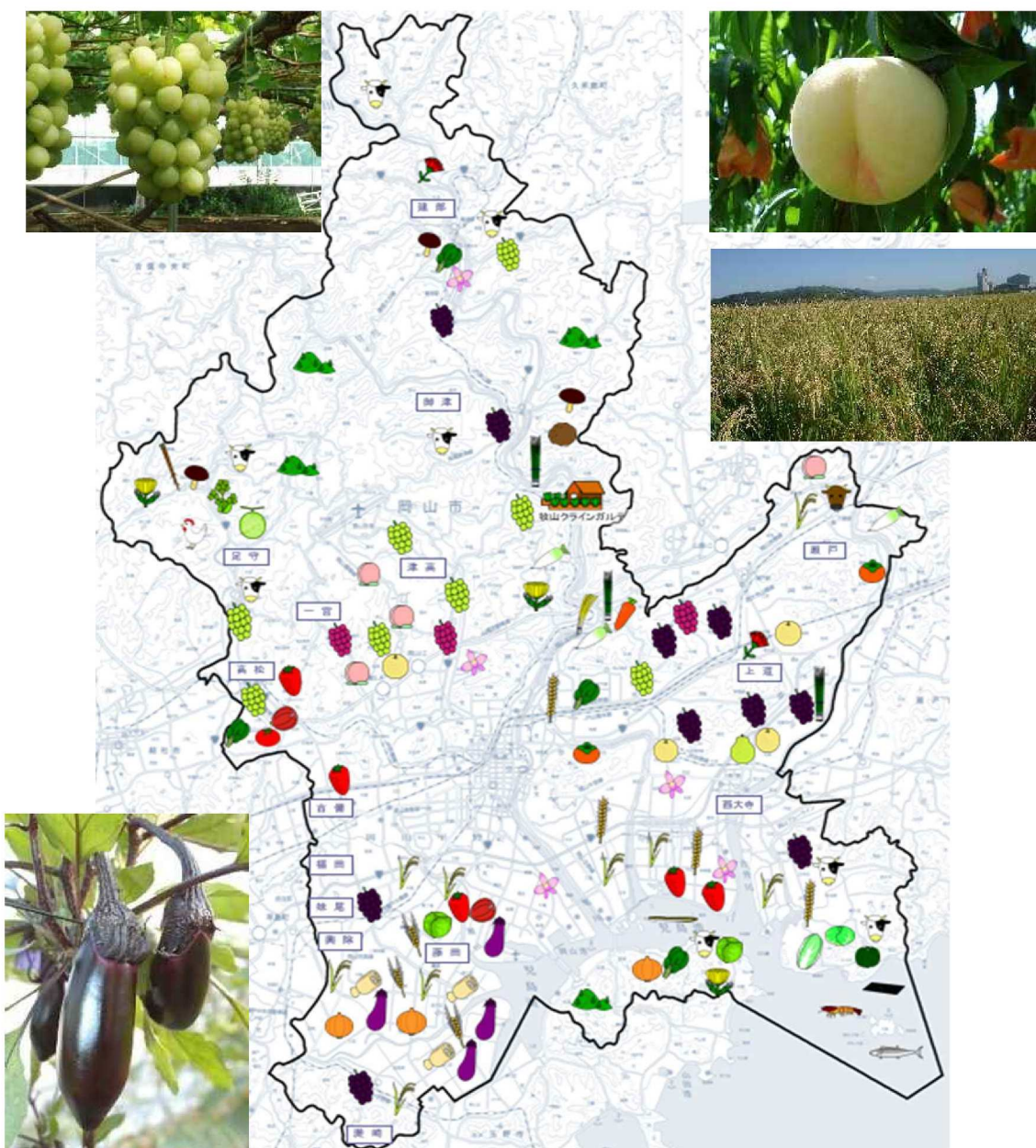
また、生産条件の不利な中山間地域では、土地条件や生産条件に応じた生産技術の開発、農業生産基盤の整備、集落営農組織の育成と法人化、意欲ある担い手への農地利用集積、地域の特性を生かした産地づくり等を推進することにより、耕作放棄地の発生抑制と共に、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

さらに、環境問題に対する関心が高まる中で、農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組むことにより、多面的機能の適切な維持・発揮の促進を図る必要がある。

〔各区の農業の特徴〕

北区	付加価値の高い地域特産物。 ----- (一宮・津高地区) 白桃、マスカット、グロー・コールマン、紫苑 (足守地区) 温室メロン、なす、ブプレウラム (御津地区) 山の芋、ピオーネ (建部地区) ヨーグルト、ピーマン、きゅうり (高松地区) いちじく、有機無農薬野菜 (牧石地区) 黄にら、青ねぎ、パクチー 他
----	--

中区	雄町米など銘柄米生産や都市型農業を展開。南部干拓地は米作を中心とした優良農地。 (沢田地区) 柿 (雄町地区) 酒米 他
東区	北部丘陵地ではぶどう栽培など高付加価値型農業。南部には市有数の穀倉地帯。 (上道・古都地区) ピオーネ、オーロラブラック (雄神・西大寺地区) 愛宕梨、いちご、ピオーネ、オーロラブラック (瀬戸地区) 太秋柿、白桃 他
南区	興除・藤田・灘崎を中心に機械化による大規模水田農業を展開。 (南部干拓地) 米、大麦 (藤田地区) レタス、たまねぎ、夏秋なす (灘崎地区) 千両なす、ぶどう、れんこん 他



(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域住民を含めた多様な主体の参画による保全管理を推進するため、農業の有する多面機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号に掲げる事業により、地域ぐるみでの共同活動を支援することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、既存集落協定の取組面積の拡大や担い手への農地の集積及び近隣集落との統合・連携を進めることなどにより、法第3条第3項第2号に掲げる事業で農業生産活動の継続的な実施を支援することで、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

さらに、化学肥料・化学合成農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全といった自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を目指し、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の維持・発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

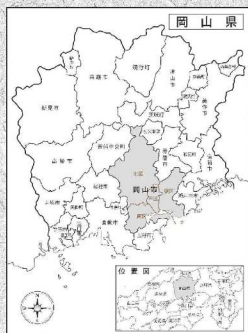
	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1項1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

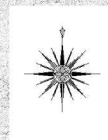
設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

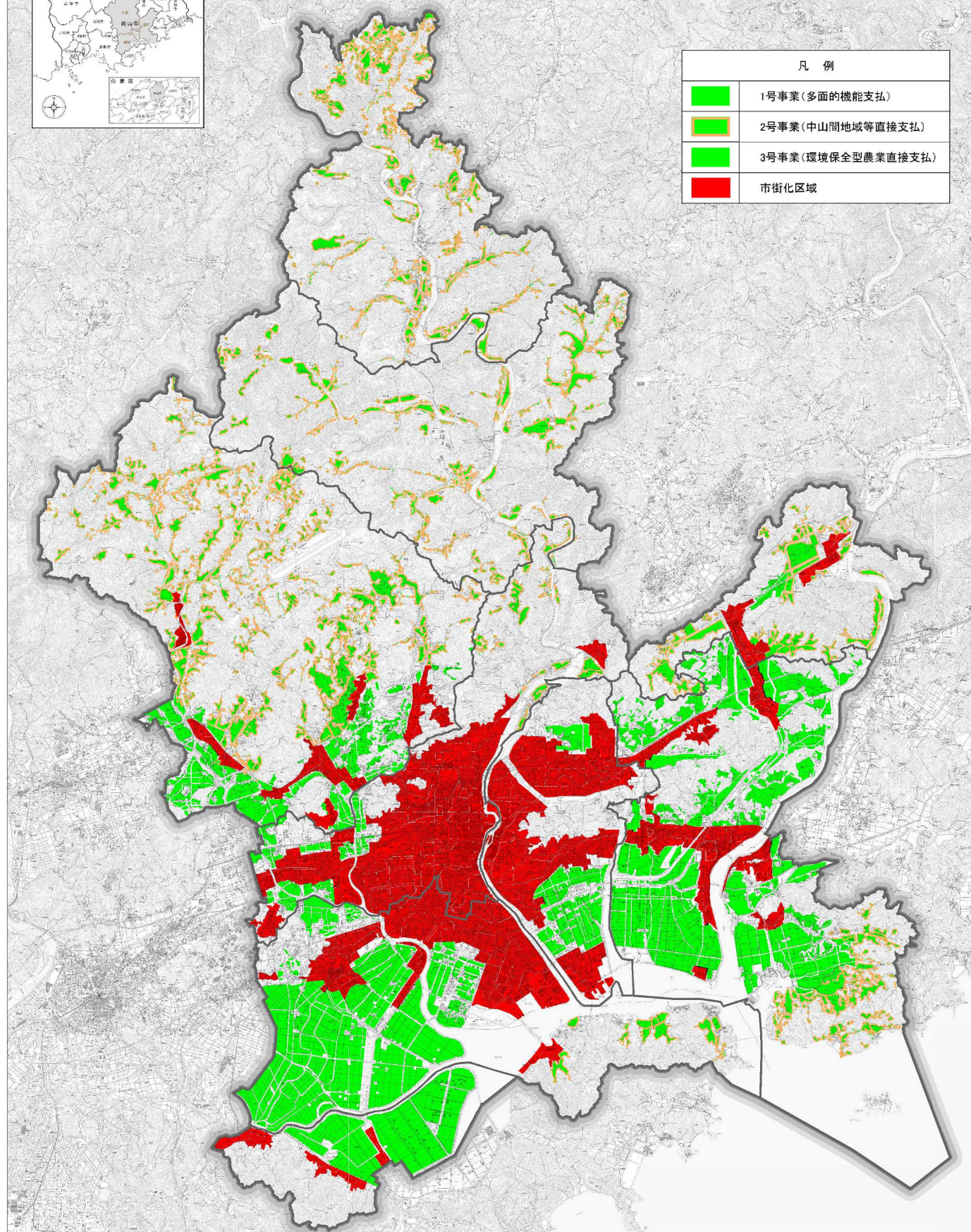
法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。



岡山市促進計画区域図



凡 例	
	1号事業(多面的機能支払)
	2号事業(中山間地域等直接支払)
	3号事業(環境保全型農業直接支払)
	市街化区域



2000 0 1000 2000 4000 6000m

促進計画（別紙）

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地かつ地域計画区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し、全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域（地域名は農林統計上の旧 市町村区分名）

(ア) 特定農山村地域

旧御津町管内（旧 牧山村3-2、葛城村、宇垣村、金川町、五城村、
宇甘東村、宇甘西村、布都美村2-1）

旧建部町管内（旧 建部村、上建部村、鶴田村）

(イ) 山村振興地域

旧御津町管内（旧 宇甘東村、宇甘西村）

旧建部町管内（旧 竹枝村、上建部村）

(ウ) 過疎地域

旧建部町管内（旧 建部町全域）

(エ) 岡山県知事が地域の実態に応じて指定する地域（特認地域）

農林統計上の中山間地域

旧岡山市管内（旧 牧石村、牧山村3-1、牧山村3-3、高月村2-1、
甲浦村、小串村、馬屋上村、野谷村、馬屋下村、
足守町、大井村、日近村、岩田村、福谷村、大宮
村2-1、高松町、朝日村）

旧瀬戸町管内（旧 瀧瀬村、万富村、熊山村2-1、玉井村）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上、
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っ
ても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

緩傾斜農用地については田1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地8度以上15度未満、勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等とする。

認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次の両要件を満たす者とする。

- ア 年間農業従事日数が150日以上の基本農業従事者を有している経営体
- イ 本市の平均経営規模以上の経営体

3 その他必要な事項

(1) 農業委員会との連携

市は農業委員会と連携し、農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。

(2) 農業振興地域整備計画との整合性

市は、農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。また、農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直すこととする。

(3) 既荒廃農地及び自然災害を受けている農用地の復旧

既荒廃農地及び現に自然災害を受けている農用地の復旧の交付単価は、復旧後の地目の単価とする。なお、田から田以外に地目を変更する場合は、変更後の地目の区分に該当する単価とする。ただし、対象要件を満たさなくなった場合には、変更後の地目の緩傾斜の単価とする。

(4) 土地改良事業等の実施

- ア 協定認定年度以降に採択された事業による場合は、協定認定年度の交付単価とする。
- イ 協定認定年度の前年度以前に採択されている事業による場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から改善されたほ場の地目・勾配の単価（勾配が区分外となった場合は、地目の区分の緩傾斜の単価）とする。

(5) 地目の変更

地目の変更により勾配の区分に変更があった場合は、変更後の地目の区分の傾

斜単価（勾配が区分外となった場合は、変更後の地目の区分の緩傾斜単価）とする。